



# 埼玉県報

第109号  
令和2年(2020年)  
5月26日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）

### 告示

- 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（医療整備課）
- 上福田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 宮毛田土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく特定農業用ため池の指定（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 荒川水系新河岸川及び柳瀬川浸水想定区域の廃止（河川砂防課）
- 利根川水系中川・綾瀬川・元荒川浸水想定区域の廃止（河川砂防課）
- 利根川水系小山川・福川浸水想定区域の廃止（河川砂防課）
- 利根川水系大落古利根川及び新方川浸水想定区域の廃止（河川砂防課）
- 荒川水系鴨川及び鴻沼川浸水想定区域の廃止（河川砂防課）
- 利根川水系小山川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系福川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系女堀川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系唐沢川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系中川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系綾瀬川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系元荒川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系大落古利根川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 利根川水系新方川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系市野川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）

- 荒川水系入間川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系鴻沼川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系鴨川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系芝川及び新芝川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系新河岸川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系柳瀬川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 荒川水系黒目川洪水浸水想定区域の指定（河川砂防課）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示(住宅課)
- 「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託に関する入札公告（政策調査課）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）

## 正誤

- 埼玉県告示第 516 号中訂正（用地課）

## 規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第五十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「一四七万円」を「五十六万四千元」に改め、同表の備考一中「所得税額」を「所得割の額」に、「扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額）」を「扶養義務者（以下この号及び次号において「扶養義務者」という。）の法第五十八条の八第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改め、同表中備考二を備考三とし、備考一の次に次のように加える。

二 所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定するものとする。

イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定する。

ロ 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

ハ 措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする扶養 義務

者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり算定する。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項第二号の規定により市町村民税が課されないこととなる者 所得割の額は、零とすること。

(2) (1)に該当しない者 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に定める金額（同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
124,410,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県救急医療情報システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 5 契約金額  
86,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1  
項第2号に該当



|           |           |           |          |         |            |            |            |            |
|-----------|-----------|-----------|----------|---------|------------|------------|------------|------------|
| 同         | 同         | 監事        | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 岩崎富夫      | 神山松男      | 吉田政彦      | 吉田洋一     | 吉田政史    | 吉田昇        | 吉田辰雄       | 堀口静弘       | 堀口壽雄       |
| 同         | 同         | 同         | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 同         | 同         | 同         | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 同         | 同         | 同         | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 同         | 同         | 同         | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 同         | 同         | 同         | 同        | 同       | 同          | 同          | 同          | 同          |
| 三千三百三十二番地 | 二千三百五十七番地 | 二千七百六十七番地 | 二千八百十二番地 | 三千三百四番地 | 三千二百二十八番地七 | 三千三百六十六番地二 | 二千五百五十二番地三 | 三千六百七十九番地二 |

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
宮毛田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につ  
いて、次のとおり届出があった。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
|----|----|----|

|    |       |                     |
|----|-------|---------------------|
| 理事 | 芝崎 明久 | 埼玉県東松山市大字宮鼻二百四十二番地一 |
|----|-------|---------------------|

|   |       |          |
|---|-------|----------|
| 同 | 芝崎 宏正 | 同 同 十七番地 |
|---|-------|----------|

|   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 同 | 平田 正一 | 同 同 大黒部十五番地一 |
|---|-------|--------------|

|   |       |           |
|---|-------|-----------|
| 同 | 藤倉 茂雄 | 同 同 三十九番地 |
|---|-------|-----------|

|   |      |              |
|---|------|--------------|
| 同 | 橋本 光 | 同 同 毛塚千十三番地一 |
|---|------|--------------|

|   |       |           |
|---|-------|-----------|
| 同 | 滝田 幸久 | 同 同 千十番地三 |
|---|-------|-----------|

|   |       |              |
|---|-------|--------------|
| 同 | 飯村 謙一 | 同 同 三百七十五番地一 |
|---|-------|--------------|

|   |      |              |
|---|------|--------------|
| 同 | 金子 努 | 同 同 三百七十八番地一 |
|---|------|--------------|

|   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 同 | 久保田 茂 | 同 同 田木三百七十三番地 |
|---|-------|---------------|

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 同 | 田島 勝彦 | 同 同 四百六十六番地 |
|---|-------|-------------|

|   |        |            |
|---|--------|------------|
| 同 | 利根川 弘之 | 同 同 七百九十番地 |
|---|--------|------------|

|   |       |            |
|---|-------|------------|
| 同 | 橋本 昌男 | 同 同 八百十三番地 |
|---|-------|------------|

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 同 | 神田 勝彦 | 同 同 百二十一番地一 |
|---|-------|-------------|

|    |       |             |
|----|-------|-------------|
| 監事 | 宮下 雄司 | 同 同 七百四十七番地 |
|----|-------|-------------|

|   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 同 | 加島 近男 | 同 同 毛塚八百七十六番地一 |
|---|-------|----------------|

|   |       |               |
|---|-------|---------------|
| 同 | 栗原 弘明 | 同 同 宮鼻百八十四番地二 |
|---|-------|---------------|

### 二 退任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|----|----|
|----|----|----|

|    |       |                   |
|----|-------|-------------------|
| 理事 | 大野 浩良 | 埼玉県東松山市大字宮鼻百九十番地一 |
|----|-------|-------------------|

|   |       |          |
|---|-------|----------|
| 同 | 中島 誠一 | 同 同 十三番地 |
|---|-------|----------|

|   |       |           |
|---|-------|-----------|
| 同 | 平田 定夫 | 同 同 千十一番地 |
|---|-------|-----------|

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 同 | 平田 一男 | 同 同 千二十八番地四 |
|---|-------|-------------|

|   |       |            |
|---|-------|------------|
| 同 | 松崎 勝正 | 同 同 毛塚九百番地 |
|---|-------|------------|

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 同 | 井上 和康 | 同 同 千二十七番地八 |
|---|-------|-------------|

|   |       |             |
|---|-------|-------------|
| 同 | 江口 定夫 | 同 同 三百四十七番地 |
|---|-------|-------------|

|         |        |         |         |        |       |         |           |          |
|---------|--------|---------|---------|--------|-------|---------|-----------|----------|
| 同       | 同      | 監事      | 同       | 同      | 同     | 同       | 同         | 同        |
| 鷺澤      | 山口     | 田口      | 利根川     | 橋本     | 金子    | 佐藤      | 川島        | 中村       |
| 寛       | 正美     | 豊       | 祐二      | 正孝     | 禎作    | 宗男      | 準         | 康弘       |
| 同       | 同      | 同       | 同       | 同      | 同     | 同       | 同         | 同        |
| 同       | 同      | 同       | 同       | 同      | 同     | 同       | 同         | 同        |
| 同       | 同      | 同       | 同       | 同      | 同     | 同       | 同         | 同        |
| 毛塚      | 宮鼻     | 同       | 同       | 同      | 同     | 同       | 同         | 同        |
| 八百七十四番地 | 百七十七番地 | 二百六十四番地 | 八百八十三番地 | 三百二番地二 | 百八十番地 | 四百七十四番地 | 田木四百三十九番地 | 同三百六十三番地 |

# 告示

## 埼玉県告示第五百二十四号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条  
 第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第  
 三項の規定により公告する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

| 特定農業用<br>ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地                | 指定の年月日         |
|-----------------|-----------------------------|----------------|
| 箕和田湖            | 埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田             | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 両頭庵沼（下）         | 埼玉県比企郡滑川町大字中尾<br>千四百二十七番    | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 天王沼             | 埼玉県比企郡小川町大字木部字西屋敷<br>五百番地   | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 天神沼             | 埼玉県比企郡吉見町大字久米田<br>六百十二番     | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 折越              | 埼玉県比企郡ときがわ町大字番匠字門林<br>三十九番一 | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 蛭ヶ沢（上）          | 埼玉県秩父市太田字蛭ヶ沢<br>二千九百五十八番    | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 蛭ヶ沢（下）          | 埼玉県秩父市太田字蛭ヶ沢<br>二千九百六十番     | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 弁天              | 埼玉県秩父市久那字栗原<br>二千二百八十九番     | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 矢原              | 埼玉県秩父市太田字大ノ谷<br>二千七百六十四番    | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 一卜星池            | 埼玉県秩父郡皆野町大字国神字一卜星<br>二百九十七番 | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 一の谷池            | 埼玉県本庄市児玉町秋山字中山<br>三千三十一番    | 令和二年<br>五月二十六日 |

| 特定農業用<br>ため池の名称 | 特定農業用ため池の所在地                   | 指定の年月日         |
|-----------------|--------------------------------|----------------|
| 馬内池             | 埼玉県本庄市児玉町高柳字丙馬内<br>六百四十二番      | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 大町池             | 埼玉県本庄市児玉町秋山字大町<br>六百二十三番       | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 諏訪池             | 埼玉県本庄市児玉町秋山字諏訪平<br>五百五十八番七     | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 弁天池             | 埼玉県本庄市児玉町入浅見字摘田<br>四百二十七番      | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 細田の池            | 埼玉県本庄市児玉町秋山字一ノ谷<br>二千四百三十番二    | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 正円寺池            | 埼玉県児玉郡美里町大字猪俣<br>二千三十六番二       | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 芳沼              | 埼玉県深谷市本田五千四百三十六番二              | 令和二年<br>五月二十六日 |
| 円良田湖            | 埼玉県大里郡寄居町大字末野字西高山<br>二千四百六十一番一 | 令和二年<br>五月二十六日 |

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十五号

令和元年埼玉県告示第二百二十一号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

### 三 作業地域

江戸川周辺（幸手市、春日部市、松伏町、吉川市、三郷市）

### 四 作業期間

令和二年四月三十日から令和二年五月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十七号

測量計画機関である関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県羽生市三田ヶ谷、久喜市中里、新井、島川、幸手市高須賀

### 四 作業期間

令和二年五月二十五日から令和二年九月三十日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第五百二十八号

令和元年埼玉県告示第二百四十一号で公示した公共測量は、令和二年三月三十一日終了した旨測量計画機関である和光市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十九号

平成十八年埼玉県告示第九百六十六号（浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十号

平成十九年埼玉県告示第五百五号（利根川水系中川・綾瀬川・元荒川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十一号

平成十九年埼玉県告示第五百六号（利根川水系小山川・福川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十二号

平成二十一年埼玉県告示第四百三十一号（利根川水系大落古利根川及び新方川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十三号

平成二十一年埼玉県告示第四百三十四号（荒川水系鴨川及び鴻沼川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系小山川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系福川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県北本県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所、埼玉県行田県土整備事務所及び埼玉県杉戸県土整備事務所  
所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系女堀川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県本庄県土整備事務所及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年埼玉県告示第四百三十号（利根川水系女堀川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系唐沢川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系中川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百三十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系綾瀬川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系元荒川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系大落古利根川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県越谷県土整備事務所及び埼玉県杉戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、利根川水系新方川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系市野川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年埼玉県告示第四百三十二号（荒川水系市野川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系入間川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県川越県土整備事務所及び埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年埼玉県告示第四百三十三号（荒川水系入間川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系鴻沼川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系鴨川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系芝川及び新芝川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年埼玉県告示第五百四号（荒川水系芝川・新芝川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系新河岸川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県さいたま県土整備事務所、埼玉県朝霞県土整備事務所及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系柳瀬川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県朝霞県土整備事務所及び埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系黒目川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年埼玉県告示第四百三十五号（荒川水系黒目川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第五百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務                                   | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                               | 委託期間                   |
|--|--|------------------------|
| 県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号<br>埼玉県住宅供給公社<br>理事長 石川幸彦 | 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで |
| 県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務  | 同右   | 同右                     |

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託 2,120,000部×3回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月24日（水）まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札書には、8ページ物（1回）1部当たりの単価及び4ページ物（2回）1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 細木原、坂本 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 令和2年7月7日（火）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 令和2年7月6日（月）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$\left( \text{入札書に記載する金額（8ページ物1部当たりの単価）} \times 2,120,000 \text{部} \times 1 \text{回} \times 1.1 + \text{入札書に記載する金額（4ページ物1部当たりの単価）} \times 2,120,000 \text{部} \times 2 \text{回} \times 1.1 \right) \times 0.05$$

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$\left( \text{契約単価（8ページ物1部当たりの単価）} \times 2,120,000 \text{部} \times 1 \text{回} \times 1.1 + \right.$$

契約単価（4 ページ物 1 部当たりの単価）×2,120,000部×2 回×1.1）×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に令和 2 年 6 月 25 日（木）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第106号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 6 月 5 日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “Saitama Prefectural Assembly News” 2,120,000

copies three times per year

- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m., July 7, 2020 (tender submitted by mail 5:00 p.m., July 6, 2020)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6257

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷羽生線

三 道路の区域

| 新<br>B  | 新<br>A  | 旧<br>A                 | 旧<br>新<br>別             |
|---|---|------------------------|-------------------------|
| <p>行田市大字和田字森下八四番五地先<br/>から<br/>同市大字斉條字前田五六三番地先ま<br/>で</p> | <p>行田市大字和田字兩判一七四番一<br/>地<br/>先<br/>から<br/>同市大字斉條字白幡四五八番四地先<br/>まで</p> |                        | <p>区<br/>間</p>          |
| <p>一一・二五〇<br/>二一・七一</p>                                   | <p>六・〇〇〇<br/>三〇・九三</p>  | <p>六・〇〇〇<br/>二二・八六</p> | <p>敷地の幅員<br/>(メートル)</p> |
| <p>五五六・四八</p>   | <p>八八七・一九</p>   |                        | <p>延長<br/>(メートル)</p>    |
|   | <p>旧道の一部は、行田市に引き継ぐ<br/>予定</p>   |                        | <p>備<br/>考</p>          |

## 正 誤

埼玉県告示第五百十六号（令和二年五月二十二日第百八号）中訂正

前から九行目

誤

一般国道百二十五号（栗橋大利根バイパス）

正

県道羽生外野栗橋線

前から十一行目

誤

加須市北大桑地内外

正

加須市外野地内外

前から十三行目

誤

令和二年三月三十一日から令和二年九月三十日まで

正

令和二年三月十日から令和二年十月三十日まで